

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。 【数値目標】届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数（勸奨状の送付対象者数）	件	4,905,391	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310	3,941,390

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<p>被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき、以下のような取組を実施した結果、届出漏れに係る勧奨状の送付対象者数については前年度を下回り（4,009,651件（16年度）→3,805,310件（17年度））、目標を達成した。</p> <p>① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。</p> <p>② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。</p> <p>③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。</p> <p>④ なお、第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勧奨状を送付し、勧奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。</p> <p>(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員</p> <p>国民年金委員・・・・・・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために社会保険庁長官が委嘱した民間協力者</p>

平成17年度に達成すべき目標	1. 適用事務に関する事項
	(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金手帳記号番号の調査が必要な者	対象者 他制度加入照会対象者 （※1）	/	S28.11.2生 ～S43.4.1生	S43.4.2生 ～S53.4.1生	—	—	—
	名寄せ対象者 （※2）		S20.4.2生 ～S21.4.1生	S21.4.2生 ～S26.4.1生	S26.4.2生 ～S28.4.1生	S28.4.2生 ～S35.4.1生	S35.4.2生 ～S43.4.1生
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数		件	3,902,863	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数 （業務センター受付分）		件	2,672,625	1,685,857	348,590	662,733	580,024

※1 平成9年1月に基礎年金番号を通知した際、「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、「ある」と回答があった者。

※2 基礎年金番号で管理する記録と国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号で管理する記録を突合し、氏名・生年月日及び性別が一致した者。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」（平成8年10月18日庁文発3151号）等の通知に基づき実施しているところであり、平成17年度においては、以下の通り行った。</p> <p>① 基礎年金番号による適正な届出の周知 基礎年金番号による適正な届出を周知するために、事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、基礎年金番号による適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>② 基礎年金番号の適正な払出 資格取得届等に基礎年金番号の記載がない場合には、必要に応じて疑重複調査確認票により対象者に基礎年金番号の有無等に関し照会を行うことにより、基礎年金番号が二重に付番されることのないよう徹底を図った。 また、基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い(平成17年10月実施：約3万8千件)、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理 平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している（「過去記録の整理」）。 この過去記録の整理は平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しているが、平成17年度においては昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者</p>

で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有しているものに対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキ、電話によって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。

なお、平成17年度までにおける過去記録の整理の実施状況は以下の通りとなっている。

照会票の送付数 1,660 万件 (うち送達不能 64 万件)

回答があった数 1,147 万件 (社会保険業務センター及び社会保険事務所に
おける受付数の合計)

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数 841 万件

他に年金手帳記号番号がなかったもの 306 万件

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率： 政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績（97.6%）を上回る 船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績（91.7%）を上回る 厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績（98.2%）を上回る</p> <p>○口座振替実施率： 政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績（85.7%）を上回る 船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績（56.5%）を上回る 厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績（84.3%）を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
① 保険料収納額 (過年度分を含む)	政府管掌健康保険	億円	62,208	60,470	63,741	64,619	65,676	—
	厚生年金保険	億円	199,360	202,034	192,425	194,537	200,584	—
	船員保険	億円	710	666	682	652	639	—
② ①/②	児童手当拠出金	億円	1,351	1,352	1,329	1,319	1,334	—
② 保険料調定額 (過年度分を含む)	政府管掌健康保険	億円	64,222	62,453	65,529	66,220	67,090	—
	厚生年金保険	億円	204,176	206,768	196,471	198,022	203,577	—
	船員保険	億円	774	732	749	711	694	—
② ①/②	児童手当拠出金	億円	1,365	1,365	1,339	1,326	1,341	—
①/② 保険料収納率	政府管掌健康保険	%	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9	97.6
	厚生年金保険	%	97.6	97.7	97.9	98.2	98.5	98.2
	船員保険	%	91.7	91	91.1	91.7	92.1	91.7
差押え事業所数（16年度までは延べ事業所数）		事業所	19,715	20,474	17,630	17,223	13,631 (実事業所数)	—

口座振替事業所数	政管健保・厚生年金	事業所	1,434,671	1,410,048	1,401,511	1,411,667	1,433,607	—
	船員保険	事業所	4,462	4,232	4,159	4,110	4,116	—
口座振替実施率	政府管掌健康保険	%	83.4	81.6	81.3	85.7	85.5	85.7
	厚生年金保険	%	84.9	83.8	83.6	84.3	84.2	84.3
	船員保険	%	64.6	57.6	56.7	56.5	56.4	56.5

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○保険料収納率：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績（97.6%）を上回る ・船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績（91.7%）を上回る ・厚生年金保険：97.9%以上で、かつ、前年度の実績（98.2%）を上回る <p>○口座振替実施率：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績（85.7%）を上回る ・船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績（56.5%）を上回る ・厚生年金保険：83.6%以上で、かつ、前年度の実績（84.3%）を上回る 	<p>①口座振替の促進</p> <p>保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進に努めた。</p> <p>具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生年金で前年度の実績は上回った（1,411,667事業所（16年度）→1,433,607事業所（17年度））。</p> <p>しかし、口座振替実施率では、政府管掌健康保険においては、85.5%で目標の前年度の実績（85.7%）をわずかに下回った。厚生年金保険においては、84.2%で目標の前年度の実績（84.3%）をわずかに下回った。船員保険においても、口座振替実施事業所数は増加している（4,110事業所（16年度）→4,116事業所（17年度））が、口座振替実施率は、56.4%で目標の数値（56.7%）をわずかに下回った。</p> <p>なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。</p> <p>（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数/適用事業所数</p> <p>②納期内納入の促進のための広報</p> <p>納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。</p>

③滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督促を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないように努めた。この結果、滞納事業所数は前年度より減少した。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

・滞納事業所数： 113,777 事業所（16年度）→105,545 事業所（17年度）

（注）各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。この結果、差押え実施事業所数（実事業所数）は前年度より増加した。

・差押え実施事業所数（実事業所数）： 13,132 事業所（16年度）→13,631 事業所（17年度）

（注）平成17年度より集計方法を延べ事業所数から実事業所数に変更。16年度実績は延べ事業所数では17,223事業所。

④保険料収納率

このような取組により、平成17年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.68%（対前年度比0.06%増）、過年度分21.55%（対前年度比0.12%減）となっており過年度分は前年度を下回ったもの

の、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.53%（対前年度比0.29%増）と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分99.48%（対前年度比0.10%増）、過年度分22.71%（対前年度比0.08%増）及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、97.89%（対前年度比0.31%増）と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分98.60%（対前年度比0.16%増）、過年度分14.41%（対前年度比4.73%減）となっており過年度分は前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.05%（対前年度比0.32%増）と目標の前年度の実績を上回った。

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 【数値目標】 国民年金保険料納付率：69.5% 口座振替実施率：37.1%

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
保険料納付対象月数（当該年度分）①	万月	19,285	21,712	21,276	20,613	19,060	—
保険料納付月数（当該年度分）②	万月	13,673	13,627	13,492	13,111	12,793	—
保険料納付率（当該年度分）②/①	%	70.9	62.8	63.4	63.6	67.1	69.5
口座振替実施率	%	37.1	35.2	35.1	37.0	40.2	37.1
電話納付督促件数（延べ数）	万件	—	330	510	649	823	829
戸別訪問件数（延べ数）	万件	—	730	961	1,341	1,774	1,718
催告状発行件数（延べ数）	万件	—	2,792	3,824	4,021	3,418	3,967
最終催告状発送件数	件	—	—	9,654	31,497	172,440	—
督促状送付件数	件	—	—	394	3,637	36,398	—
コンビニ収納件数	万件	—	—	—	347	589	500

※「保険料納付率（当該年度分）」とは、当該年度に納付すべき月数（納付対象月数）のうち、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数（納付月数）の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）																				
<p>2 保険料等収納事務に関する事項 (2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 【数値目標】 国民年金保険料納付率：69.5% 口座振替実施率：37.1%</p>	<p>国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性に応じた年度別、月別の行動目標を設定した「国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）」を策定し取り組んでいるところであるが、平成17年度においては、市町村からの所得情報を活用した未納者の所得階層に応じたきめ細やかな対策を基本とし、各納付督促業務を効率的・効果的に実施するため、未納者との接触率、面談率等の質的な面の向上を図るとともに、納付督促フローチャートを作成し督促ごとの連携をより一層図る等、実効性の高い納付督促を目指した。</p> <p>さらに、年度後半に向けて、第1号被保険者の変動、法律改正等による影響、平成16年度の納付督促毎の効果率・寄与率及び強制徴収の拡大等の要素を踏まえた内容に計画を改め、取組を徹底した。</p> <p>具体的な収納対策の実施状況については以下のとおり。</p> <p>① 行動計画の着実な実施</p> <p>ア 催告状の発行、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促、集合徴収案内の発行の4つの基本的な納付督促手法、さらに所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもと対策に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="898 1198 2024 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>17年度目標</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>催告状発行</td> <td>3,418万件</td> <td>3,965万件</td> <td>86.2%</td> </tr> <tr> <td>電話納付督促</td> <td>823万件</td> <td>823万件</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問督促</td> <td>1,774万件</td> <td>1,718万件</td> <td>103.3%</td> </tr> <tr> <td>集合徴収案内件数</td> <td>1,952万件</td> <td>2,004万件</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table>		17年度実績	17年度目標	達成率	催告状発行	3,418万件	3,965万件	86.2%	電話納付督促	823万件	823万件	100.0%	戸別訪問督促	1,774万件	1,718万件	103.3%	集合徴収案内件数	1,952万件	2,004万件	97.4%
	17年度実績	17年度目標	達成率																		
催告状発行	3,418万件	3,965万件	86.2%																		
電話納付督促	823万件	823万件	100.0%																		
戸別訪問督促	1,774万件	1,718万件	103.3%																		
集合徴収案内件数	1,952万件	2,004万件	97.4%																		

17年度においては、各納付督促ともほぼ計画どおり行動計画を達成したが、強制徴収の手続きに入るために発行する最終催告状の発行件数が目標を大きく上回ったことにより、通常の納付督促として発行する催告状の件数が抑制されたものと分析している。

イ 未納者に対する戸別訪問督促を中心に活動している非常勤職員である国民年金推進員について、活動実績に基づく成果主義的な給与体系に10月から変更し、インセンティブの向上を図った。

② 納付しやすい環境づくり

ア コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付について、納付書の送付の際に同封するリーフレット等により周知を図り、着実に実績を伸ばしている。

	16年度実績	17年度実績
コンビニエンスストア	347万件(593万月)	589万件(940万月)
インターネット・携帯電話	7万件(17万月)	14万件(33万月)

※ コンビニで収納した940万月は、全収納月の7%を占める。

イ 口座振替の推進については、職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での積極的な勧奨を行うとともに、口座振替申出書の受付を社会保険事務所でも積極的に実施したほか、平成17年4月から施行された口座振替割引制度（月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1か月早く納付する場合に一定の割引をする制度）について各種通知書を利用した周知などにより、口座振替実施率は前年比3.3ポイント増の40.2%となり、目標(37.1%)を達成した。口座振替の利用率を高めることは、確実に安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。